平成２２年（フ）第１３２６号
仙台市宮城野区萩野町３丁目19番地の１　メゾンド萩野町402
債務者　佐々木裕二
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３１号
仙台市太白区太白２丁目20番９―302号
債務者　髙橋　清光
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７０号
仙台市若林区六丁の目南町８番60―102号
債務者　庄司　雪枝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目25番４―104号　県営清水沢住宅10号
債務者　門馬かず子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５１号
宮城県塩竈市南町１番４号　門間アパート２Ｆ
債務者　阿部　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
岐阜市東鶉２丁目31番地
債務者　中島　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８２号
岐阜県各務原市那加門前町１丁目27番地２門前ビル７―Ｃ号
債務者　菊地　麻美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１１号
岐阜市早田大通２丁目14番地ハイツ早田514号室
債務者　齊木　　恵（旧姓伊藤・岡田）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３８号
神戸市垂水区小束山本町２丁目３番３―506号
債務者　松尾智栄子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００５号
神戸市東灘区御影山手２丁目２番12号ナショナルハイツ13号、従前の住所神戸市東灘区御影山手３丁目１番５―301号
債務者　黒田　敦子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７８号
兵庫県西宮市鳴尾町３丁目３番８号
債務者　助田　節子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３９号
兵庫県尼崎市小中島２丁目７番18号
債務者　南　　綾子（旧姓内藤・小松）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４３号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番76号
債務者　下河内　潤
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５７号
兵庫県西宮市名塩新町11番地１番館201号
債務者　嶋津　美佳（旧姓山尾）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６７号
兵庫県西宮市森下町３番27―803号、住民票上の住所兵庫県西宮市森下町３番27―608号
債務者　芦澤　利子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５号
鳥取県倉吉市上井481番地１　インターネットコートＡ103、住民票上の住所鳥取県倉吉市北野129番地１
債務者　原田　幸太
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第６２２号
広島市西区新庄町２番１―201号
債務者　門田久仁彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで　広島地方裁判所民事第４部